

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬 418号線	片瀬山五丁目1528番61地先	4.0 ～ 13.6	45.6
		片瀬山五丁目1528番66地先		
2	片瀬 419号線	片瀬四丁目2490番1地先	4.5	17.8
		片瀬四丁目2490番4地先		
3	鵜沼 943号線	鵜沼海岸六丁目3926番12地先	4.5	23.9
		鵜沼海岸六丁目3926番7地先		
4	藤沢 775号線	藤沢字東横須賀656番41地先	4.0 ～ 6.0	57.1
		藤沢字東横須賀545番301地先		
5	藤沢 776号線	西富字西原598番2地先	6.0	58.7
		西富字西原608番11地先		
6	藤沢 777号線	西富字西原497番1地先	2.8 ～ 4.5	307.9
		西富字西原608番9地先		
7	明治 526号線	城南五丁目684番5地先	4.5 ～ 5.0	69.8
		城南五丁目684番14地先		

8	長後	高倉字上谷戸620番4地先	4.0 ～ 6.0	45.1
	932号線	高倉字上谷戸620番11地先		
9	御所見	用田字南原588番12地先	5.0	25.0
	1143号線	用田字南原588番15地先		

#### 提案理由

片瀬418号線ほか8路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。